

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：さぬき市（市長部局等）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.8%
全職員	84.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	99.3%
本庁課長補佐相当職	97.1%
本庁係長相当職	95.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	100.2%
31～35年	96.5%
26～30年	94.7%
21～25年	95.3%
16～20年	93.5%
11～15年	95.2%
6～10年	93.1%
1～5年	86.5%

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員について、報酬形態が日給又は時給の職員は一時的な任用又は短時間勤務者である場合が多いことから、また、医師については給与水準が高いことから、全体の算出値に与える影響が大きいため、算出対象から除外している。
- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職については、女性職員の対象者が1名のため記載していない。
- ・男性の方が時間外勤務時間が長く、一人当たりの時間外勤務手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は82%となっている。
- ・相対的に給与水準が低い会計年度任用職員のうち、78.5%が女性であり、全職員と比較すると男女の給与の差異が大きくなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： さぬき市（市民病院）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	70.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	76.6%
全職員	64.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	105.3%
本庁課長補佐相当職	75.6%
本庁係長相当職	63.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.5%
31～35年	80.3%
26～30年	104.0%
21～25年	82.2%
16～20年	56.1%
11～15年	79.3%
6～10年	61.8%
1～5年	64.1%

【説明欄】

- ・医師とその他の職種では給与体系が大きく異なり、医師の方が相対的に給与水準が高いため、職種の給与の差異が男女の給与の差異として表れている。
- ・会計年度任用職員のうち、日額又は時給の給与形態をとる職員は、勤務時間数が全体の給与額算出に与える影響が大きいため、算出対象から除外している。
- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職については、女性職員の対象者が少数のため記載していない。
- ・相対的に給与水準が低い会計年度任用職員のうち、87.4%が女性であり、全職員と比較すると男女の給与の差異が大きくなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。